



各 位

会 社 名 株式会社 栗本鐵工所
コード 5602 (東証・大証第一部)
代表者 代表取締役社長 福井 秀明
問合せ先 執行役員 財務部長 小島 眞也
TEL (06) 6538-7724

訴訟の判決およびその控訴に関するお知らせ

当社ならびに当社の連結子会社であった栗建サービス株式会社（以下「栗建サービス」といいます。）が株式会社大林組（以下「大林組」といいます。）から平成 18 年 10 月 25 日付にて提起されている損害賠償請求訴訟について、本日、大阪地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決に至るまでの経緯

平成 17 年に、当時当社の連結子会社であった栗本建設工業株式会社（以下「栗本建設」といいます。）が、大林組より、大阪市の神崎川に隣接する工場跡地の土壌改良工事を受注し、当社は本件工事に関して連帯保証を行いました。

しかしながら、土壌汚染区域が、契約の前提であった範囲を大きく逸脱し広範囲にまでおよんでいたことから、平成 18 年 2 月に、栗本建設および当社は、大林組に対し、契約の前提に重大な齟齬があるとして契約解除を行ったところ、同年 10 月に、栗本建設および当社は大林組より約 31 億 9000 万円の損害賠償請求訴訟を提起されたものです。

なお、訴訟継続中の平成 20 年 10 月に、栗本建設の会社分割により、栗建サービスが栗本建設より本件訴訟を承継しております。

2. 訴訟を提起したもの

(1)	名 称	株式会社大林組
(2)	所 在 地	大阪府中央区北浜東 4 番 33 号
(3)	代表者氏名	白石 達

3. 判決があった裁判所及び年月日

裁判所名 大阪地方裁判所
判決日 平成 22 年 3 月 26 日

4. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 被告（当社及び栗建サービス）は、原告（大林組）に対し、20 億 6754 万 4197 円及び内金 17 億 9600 万円に対する平成 18 年 11 月 15 日から、内金 2 億 7154 万 4197 円に対する平成 20 年 5 月 13 日から各支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、これを 3 分し、その 2 を被告の負担、その余を原告の負担とする。
- (3) この判決は（1）に限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、直ちに大阪高等裁判所へ控訴の手続きを行い、本判決の是正を求めていく方針であります。

なお、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

6. 業績に与える影響

本件につきましては、平成 22 年 3 月期にて相当見込額を訴訟損失等引当金として、当期業績見込には織り込み済みであります。

以 上